



中小企業経営者の労災 (IRSME15004)

平成 27 年 6 月 4 日 神村美紗

従業員の業務中の災害を補償する制度として労災保険がある。この労災保険料率はそれぞれの業種の過去 3 年間の災害発生状況などを考慮し原則 3 年ごとに改定されるが、改定年度にあたる今年の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までは昨年度と同じ料率であることが発表された。

■ 中小企業経営者の業務中の災害補償

労災保険とは「労働者災害補償保険」が正式名称であり、業務上災害又は通勤災害により、労働者が負傷した場合、疾病にかかった場合、障害が残った場合、死亡した場合等について、被災労働者またはその遺族に対し所定の保険給付を行う制度である。また、このほかに被災労働者の社会復帰の促進、遺族の援護等を行っている。労働者の負傷、疾病等に対する保険制度としては、労災保険のほかに健康保険があるが、健康保険法では、労働者の**業務以外の事由**による疾病、負傷、死亡等に関して保険給付を行うと定められており、業務上の災害について健康保険による給付を受けること（健康保険被保険者証を提示して治療を受けるなど）はできない。

■ 労災保険の特別加入制度

労災保険の正式名称が「労働者災害補償保険」であることから、労働者のための制度であることがわかるが、では経営者の業務上の災害の補償はどうなっているのだろうか。中小企業の場合、社長など役員が現場で働くことも珍しくない。そのため実は、経営者についても業務中の災害における補償として「特別加入制度」が定められている。

中小企業の経営者が特別加入するための一般的要件は下記の 2 つである。経営者が特別加入制度の適用を受けるためには、この 2 つの要件を満たし、所轄の都道府県労働局長の承認を受けることが必要である。

- ①雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

平成 27 年 6 月 4 日

中小企業経営者の労災 (IRSME15004)

■ 特別加入制度の利用状況

では、どのくらいの中小企業主が特別加入制度の適用を受けているのだろうか。厚生労働省が公表している平成 25 年度末の加入データは下記のとおりである。やはり危険を伴う建設業事業主の加入数が多く 283,120 人、一人親方の加入は 406,223 人にものぼる。次いで製造業事業主が 108,620 人となっている。特に建設業事業主の加入は年々増加している。以下の表は、厚生労働省が出している中小事業主等特別加入状況をもとに直近 3 年間の数字をまとめたものである。

加入数	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末
中小企業主加入合計	615,494 人	617,147 人	622,153 人
建設業事業主	276,577 人	279,110 人	283,120 人
製造業事業主	109,167 人	107,490 人	108,620 人
一人親方加入合計	395,121 人	414,326 人	422,259 人
建設業一人親方	376,795 人	397,199 人	406,223 人

建設業の労災事故における死亡者数は全体の約 3 割を占めており、建設業の労災事故の危険性が高いことがわかる。特に建設業の一人親方の場合、元請の労災保険が使えない判例も出ているため今後も特別加入は増えていくと予想される。

■ 民間の傷害保険の活用

従業員数が少ない場合、事務組合に加入するとその年会費などのコストが割高になってしまうケースもある。その場合は、特別加入制度をつかわずに民間の傷害保険に加入することも選択肢の一つである。また、民間の傷害保険であれば業務内外問わず適用になるものもあるなど、保障の幅は広い。目的や保険料など様々な視点からどれが自社に合うのかを検討し、会社の柱である経営者の保障を今一度考えてほしい。(了)